平成２４年（フ）第２４６６号
横浜市金沢区富岡西２丁目７番50号　ドミールK102
破産者　山本喜志子
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６３号
横浜市金沢区富岡西５丁目44番20号
破産者　桐ヶ谷藤男
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７７号
愛知県豊橋市大岩町字西郷内29番地２　102
破産者　有馬かな子
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第４８号
京都府京丹後市弥栄町木橋1368番地の１
破産者　吉岡智奈里
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第１１１号
奈良県桜井市大字戒重290番地の６
破産者　城　美由紀
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１６１号
長崎県長崎市北陽町38番23号、旧住所長崎県大村市木場２丁目299番地６
破産者　松本　　健
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第６６８号
大阪市鶴見区諸口３丁目３番52号
破産者　富田　法子
1　破産債権の届出期間　平成25年７月22日まで
2　一般調査期日　平成25年８月22日午後３時30分
平成25年６月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９６８号
愛知県津島市松原町40番地
破産者　株式会社内山乳販
1　破産債権の届出期間　平成25年７月24日まで
2　一般調査期日　平成25年９月17日午前11時50分
平成25年６月25日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９６９号
名古屋市西区中小田井２丁目441番地　第２坂井マンション201号、従前の住所愛知県津島市松原町40番地
破産者　内山　益孝
1　破産債権の届出期間　平成25年７月24日まで
2　一般調査期日　平成25年９月17日午前11時50分
平成25年６月25日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３１号
新潟県上越市西本町３丁目11番７号
破産者　渡邉　　勲
1　破産債権の届出期間　平成25年７月25日まで
2　一般調査期日　平成25年８月５日午後２時
平成25年６月26日　新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第１３１号
北海道伊達市大町28番地８
破産者　阿部　正明
1　破産債権の届出期間　平成25年７月26日まで
2　一般調査期日　平成25年９月３日午前11時
平成25年６月26日
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
長野県東御市滋野甲4169番地１
破産者　恵巧株式会社
1　破産債権の届出期間　平成25年７月26日まで
2　一般調査期日　平成25年９月24日午後１時45分
平成25年６月25日　長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１２９号
三重県三重郡菰野町大字千草7054番地288、旧住所茨城県日立市大みか町２丁目15番19号
破産者　高島　知子
1　破産債権の届出期間　平成25年７月26日まで
2　一般調査期日　平成25年９月19日午後２時30分
平成25年６月26日
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２２８号
京都市南区唐橋川久保町４番地　ヌフジャラン御前901
破産者　阿部　和成
1　破産債権の届出期間　平成25年８月９日まで
2　一般調査期日　平成25年９月11日午前10時20分
平成25年６月26日
京都地方裁判所第５民事部破産係

債権者集会招集

平成２４年（フ）第３９９０号
東京都新宿区西新宿３丁目５番３号
破産者　株式会社ＨＳサポート
1　期日　平成25年７月16日午後２時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年６月25日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１００号
山口市平井403番地
破産者　杉山　一也
異議申述期間　平成25年７月29日まで
平成25年６月26日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４号
松江市大庭町1294番地２
破産者　吉岡　輝枝
異議申述期間　平成25年８月21日まで
平成25年６月26日　　松江地方裁判所民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２１号
宮崎県延岡市船倉町１丁目５番地20
破産者　後藤理一郎
免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
平成25年６月26日　宮崎地方裁判所延岡支部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第１００１号
千葉県南房総市白浜町白浜232番地
清算株式会社　株式会社高尾
代表清算人　高尾　貴行
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
千葉地方裁判所民事第４部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２号
千葉県銚子市松岸町４丁目792番地の６
清算株式会社　株式会社ＮＤコーポレーション
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所八日市場支部